

平成 29 年度 電機・電子 4 団体欧州化学品規制 WG 活動報告書	
主査 副主査 副主査 構成 傘下 Ad-hoc	日本電気株式会社 株式会社村田製作所／電子部品代表 セイコーエプソン株式会社／事務機代表 企業 39 社＋関係委員会代表＋4 団体事務局 RoHS Ad-hoc（禁止物質追加、およびその適用除外検討等の対応） RoHS 適用除外 Ad-hoc（適用除外延長申請に特化した活動）
開催日 原則第 3 木曜日 15:15－17:15 9 回/年+意見交換会 (Ad-hoc ミーティングは、適宜開催)	5 / 1 8 1 0 / 1 9 6 / 1 5 1 1 / 2 8 6 / 2 7 (JBCE 意見交換会) 1 2 / 2 1 7 / 2 1 2 / 1 5 9 / 2 1 3 / 1 5
活動報告概要	<p><b>欧州製品含有化学品規制への対応</b> 在欧日系ビジネス協議会（JBCE）ならびに国内外関係団体等と連携し、次の活動を行った。</p> <p><b>1. RoHS 指令関連</b></p> <p>① 適用除外延長：4 団体の除外申請項目につき、適宜意見提出： 除外 13a/b（ガラスフィルタアドホック）2017/6 官報公布 ⇒'21/7/21 まで延長獲得 除外 6a/c（合金アドホック）2017/9 法案公開、2018/3 最終法案提出 ⇒銅合金、鋼合金について'21/7/21 まで延長見込み 除外 7a（はんだアドホック）2018/3 最終法案提出 ⇒'21/7/21 まで延長見込み 除外 7(c)-I,II,IV,34(電子部品アドホック) 7(c)-I,34 は 2018/3 最終法案提出、7(c)- II,IV は 2018/2 に WTO/TBT 通報 ⇒'21/7/21 まで延長見込み 日本が申請に参加した除外更新はほぼ産業界の要望通りだが、除外 8(b)(カドミ接点)及び除外 15(フリップチップはんだは除外文言変更/範囲縮小であることに注意喚起 (2018/3 に WTO/TBT 通報) 除外 7(f)(特殊目的高圧放電ランプ)(ランプアドホック) 法案未公開</p> <p>② Scope 修正官報公布 (11 月) ～ハードストップ問題解消 電機・電子 4 団体にて意見具申、2019/7/22 以降は上市済みの EEE も RoHS 対応済みでなければ流通できなくなるとの文言削除、旧 RoHS 指令で対象外であった EEE は、その日以降に EU に上市される場合に RoHS 対象となると明記。その日以降も、最新の RoHS に非対応の中古品・REM 品・リース品等は引き続き流通可能となった。</p> <p>③ 次回 RoHS 指令の物質追加検討などのスタディ開始 今後 18 か月かけて、欧州委員会が委託した外部コンサルタントが優先 7 候補物質の検討、RoHS 制限候補選定の方法論、除外検討の方法論などを行う。4 団体で情報共有、今後の調査依頼に備える。</p>

	<p><b>2. REACH 規則関連</b></p> <p>①PFOA 25ppb の閾値で 2020 年制限開始の官報公布（6 月）を情報共有 4 団体の意見出しで、半導体製造プロセス、製品中の除外を獲得</p> <p>②D4-D5(環状シロキサン)規制拡大意見募集へ 4 団体意見出し（7 月） （国内シリコン関連団体へ確認の上、部品に用いるシリコン原材料として不可欠と規制拡大に反対）</p> <p><b>3. その他 規制動向、関連情報の収集と分析</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ REACH SVHC：第 18 次追加により 181 物質</li> <li>・ REACH 成形品ガイダンス改訂版公開：濃度算定は事業者判断のため静観</li> <li>・ ナノマテリアルやマイクロプラスチック規制に関する検討開始の動き有</li> </ul>
幹事事務局	一般社団法人電子情報技術産業協会